

国際馬術連盟

馬場馬術スチュワードのための
マニュアル

2009年版
2019年2月更新

公益社団法人 日本馬術連盟

前書き

1. FEI スチュワード業務の概念とその目的

- 1.1 スチュワード業務とは？

2. スチュワード業務

- 2.1 FEI スチュワード業務の目的
- 2.2 FEI 内でのスチュワード業務編成（構造と階級組織）
- 2.3 スチュワードの作業現場
- 2.4 FEI 役員と選手（選手、オーナー、チーム監督、トレーナー、グループ）間の協力

3. 厩舎

- 3.1 厩舎エリアへの立ち入り
- 3.2 厩舎エリアでのスチュワード業務
- 3.3 グループ
- 3.4 競技会場全体における動き
- 3.5 練習馬場でのスチュワード業務
- 3.6 草地エリア

4. 警告カード

5. 獣医検査、ホースインスペクション、パスポート査閲

- 5.1 ホースインスペクションの必要条件
- 5.2 諸規程に準拠したホースインスペクション・プロトコル
- 5.3 ホースインスペクション手順

6. 選手と馬のドーピング防止検査

- 6.1 馬のドーピング防止と薬物規制検査（EADCMP）
- 6.2 選手の検査

7. 馬に対する虐待行為

8. 主体的であれ

9. その他

- 9.1 観客
- 9.2 フットイング
- 9.3 練習馬場のタイムテーブル
- 9.4 錠
- 9.5 選手と馬につける広告および宣伝

10. 法的手続きと制裁措置

- 10.1 法的根拠
- 10.2 実質的な助言
- 10.3 抗議（一般規程第 163 条）
- 10.4 上訴（一般規程第 165 条）

11. 報告と事後処理

- 11.1 報告（一般規程第 164 条）
- 11.2 競技後
- 11.3 チーフスチュワードの FEI チェックリスト

付則

- I チーフスチュワード報告書式
- II チーフスチュワードの位置付け
- III 競技会場レイアウト
- IV（パート I） スクーリングエリアのスケジュール
- IV（パート II） 練習馬場とメインアリーナのスケジュール
- IV（パート III） スクーリング・スケジュール
- V ワークシート
- VI ホースインスペクション
- VII 厩舎情報カード
- VIII 厩舎の夜間規制
- IX FEI 競技会期間中のタックコントロール
- X 馬具類の参照例
- XI 馬場馬術アリーナ見取図
- XII 馬場馬術スチュワードマニュアルのガイドライン
- XIII 新規 競技前後のトレーニング技法

序文

国際馬場馬術競技は近年、急速に成長しており、スチュワード業務もこれに伴い最高レベルにまで水準を上げなければならない。

本マニュアルは、国際馬場馬術競技にて FEI スチュワードとして関わるすべての者に対してガイダンスとなるよう作成されている。

馬場馬術スチュワードマニュアルは FEI 諸規程の特定条項で構成されており、定款、一般規程、馬場馬術規程、獣医規程と併せて読まれるべきものである。

諸規程は常に厳守しなければならない、すべての FEI 競技において達成しなければならない最低基準がある。本マニュアルには、目指すべき基準であり欠くことのできない「ベストプラクティス」への推奨例が多数記載されている。

すべての役員と主催者にとりまず考慮すべきは、選手の安全と馬のウェルフェアであり、これに続いて競技でのフェアプレイを確保する必要性である。

本マニュアルに、すべての不測事態を記載することはできない。予期せぬまたは例外的な状況では、技術代表（臨場している場合）と協議を行い、スポーツ精神に則り、可能な限り馬場馬術規程と一般規程の意図に即して決定を下すのが競技場審判団の責務である。

FEI 馬場馬術スチュワードマニュアルと FEI 馬場馬術規程の間に矛盾がある場合は、FEI 馬場馬術規程を優先させる。本マニュアルに FEI 馬場馬術規程を改めて記載してはならず、随時変更される可能性があるため参照とする。

JEF注： 本規程は英文版が原本となります。
本規程の英文と和文に差異がある場合には、英文が優先されます。

前書き

1. FEI スチュワード業務のモットー

“助けよ、防止せよ、介入せよ”

2. 優れた FEI スチュワード業務プログラムに基づき公正であること

近年、スチュワード業務がどの競技会で最も重要な一面を担うまでに国際馬術競技が進展してきた。スチュワードは知見に基づく迅速な判断を下し、公式かつ権威あるフェアな対応が必要とされる状況に介入することが求められる。馬術関連役員としての活動に則し、経験や常識と併せて一般に許容される行動や諸規程の知識を備えることで、最善のスチュワード業務が可能となる。

トップレベルのプロ選手が出場するような高レベルの競技会から、貸与馬で競技に参加するなど新進の選手らが出場する低レベルの競技会に至るまで、有資格スチュワードによるスチュワード業務の提供は必要不可欠である。新進の選手は往々にして経験豊かな有名選手を真似るもので、また適正なトレーニング方法や行動は例に倣って学ぶところが多い。スチュワードの主目的は、競技会に参加している選手が各自の馬や役員、観客、仲間の選手、そしてこのスポーツに関わるすべての人達に対して最大限の尊敬の念を持って競技参加するよう、尽力することである。

2つとして同じ競技会はなく、スチュワードは常に公平かつ熟慮のうえで決断を下すべきである。FEI チーフスチュワードは各競技会における基準を熟知していなければならず、また選手と役員による認識も同様に高まるよう常に熱意をもって支援するべきである。馬のウェルフェアは最優先される。

3. FEI 馬スポーツ憲章

国際馬術連盟（FEI）は、国際的な馬スポーツに係わるすべての者が、馬のウェルフェアのために FEI 馬スポーツ憲章を遵守し、いかなる場合にも馬のウェルフェアが最優先され、決して競技の勝敗または商業的な影響を受けてはならないことに同意し、これを受け入れることを求めるものである。

競技馬のトレーニングや競技出場へ向けた準備のいずれの時点においても、ウェルフェアが他のどのような要求よりも優先されなければならない。これには良好な馬匹管理、トレーニング方法、装蹄、馬装具、輸送が含まれる。

競技馬と選手は競技参加適性と能力を備え、良好な健康状態にあって初めて競技出場が認められる。競技会が馬のウェルフェアを害するものであってはならない。これには競技用アリ

一ナ、馬場の状態、天候状態、厩舎、競技会場の安全性、競技会終了後に予定される馬輸送に向けた馬の健康状態などに十分な注意を払うことが関わってくる。

競技終了後には馬の健康状態に十分留意するよう、最善の努力を払わなければならない。その内容としては適正な獣医療の提供や、競技での負傷への対応、また引退時におけるウェルフェア対策などである。

FEI は、馬スポーツに係わるすべての者に対して、各々の専門分野における最高レベルの教育を身に付けるよう強く要請するものである。

1. FEI スチュワード業務の概念と目的

「スチュワード業務」と「スチュワード」（およびその責任）という用語は様々な解釈が可能であるため、明確な定義が必要となる。

1.1 スチュワード業務とは？

スチュワード業務とは、馬のウェルフェアが確実に尊重され、そして競技会に参加しているすべての選手に公平な競技の場を提供するよう、訓練を受けた者による国際競技会における管理業務である。

2. スチュワード業務

2.1 FEI スチュワード業務の目的

FEI スチュワード業務の目的とは：

- 馬のウェルフェアを守り、フェアプレイを確保すること；
- FEI 諸規程に則り、競技会運営を成功させるべく組織委員会を支援すること。

2.2 FEI 内でのスチュワード業務編成（構造と階級組織）

2.2.1 FEI スチュワードディレクター

FEI スチュワードディレクターは、FEI 理事会により FEI 本部メンバーから選任される。FEI スチュワードディレクターの任務は：

- 各競技種目のスチュワード業務関連事項について、そのすべてを調整すること；
- 各競技種目の FEI 名誉スチュワードジェネラル間の連携をとること；
- 理事会へ報告すること。

2.2.2 FEI 名誉スチュワードジェネラル

FEI 名誉スチュワードジェネラルは、競技種目ごとに FEI 理事会により任命され、当該競技種目について FEI 全体のスチュワード業務に責任を有する。FEI 名誉スチュワードジェネラルの任務は以下の通り：

- FEI スチュワードディレクターと連携をとり、毎年スチュワード業務報告書を作成する；
- 地域スチュワードジェネラルと連携する；
- 馬場馬術委員会と連携する；
- FEI 本部と共に、毎年、スチュワード教育の講習会リストを作成する；
- 馬場馬術におけるスチュワード業務活動を統括する。

2.2.3 FEI 地域スチュワードジェネラル - FEI は指定エリアについて、FEI 地域スチュワードジェネラルを選任する。

FEI 地域スチュワードジェネラルの任務は以下の通り：

- 各担当エリアにおけるスチュワード業務について、半年ごとに FEI 名誉スチュワードジェネラルへ報告すること

2.2.4 FEI スチュワードジェネラル

FEI スチュワードジェネラルは所属 NF から FEI に推薦され、自国 NF 内で行われる国際競技会におけるスチュワード業務に責任を負う。FEI スチュワードジェネラルとして任命を受けるには、レベル 3 スチュワードの資格がなければならない。更にこの FEI スチュワードジェネラルは、スチュワード業務に関わる改善提案をすべく、FEI 地域スチュワードジェネラルへ報告することが求められる。スチュワードジェネラルの任務は次の通り：

- 各自の競技種目スチュワード業務に関連して、所属 NF と FEI 地域スチュワードジェネラルとの連絡員として活動し、必要であれば直接 FEI 名誉スチュワードジェネラルへ連絡をとる；
- 自分の職責に関わる事柄すべてにおいて、自国 NF へ進言する；
- 国際競技会の開催運営について熟知している；
- 獣医関連事項に加えて、FEI 獣医規程と FEI 法務制度について十分な知識を備えている；
- FEI 公用語の少なくとも一つを話せる；
- 自国内で行われる国際競技会の組織委員会に対し、管轄下にある厩舎セキュリティとスチュワード業務に関わる自らの職責について伝える。

小規模な NF 内では、1 名のスチュワードジェネラルが複数の競技種目でスチュワードジェネラルの役職を兼務できるが、任命された競技種目での資格を有していることを前提とする。

スチュワードジェネラルは、スチュワードレベル 1、2、3 を目指す者を対象として、レベル 1 と 2 のスチュワード講習会を自国 NF 内で開催する準備をしなければならない。

2.2.5 チーフスチュワード

国際競技会にてチーフスチュワードとして活動するには、先ず優良な成績で FEI スチュワードレベル 2 講習会を終了し、FEI スチュワード・リストに掲載されている者でなければならない。いかなる国でも FEI スチュワードの人数は、その国で行われる国際競技会数に比例するものとする。

チーフスチュワードは、FEI 公用語の一つとして英語を話すことができなければならない。馬スポーツ、特に馬場馬術種目における経験が豊富であり、馬場馬術に関わるすべての FEI 諸規程、一般規程、獣医規程について十分な知識を有することが求められる。

各組織委員会は FEI スチュワード・リストからチーフスチュワードを選任しなければならない。

競技会で2種目以上の競技が行われる場合は、各種目について1名のチーフスチュワードを選任する必要がある。このうちの1名を当該競技会全般の統括チーフスチュワードとして選任しなければならない。

チーフスチュワードは競技会組織委員会の一員とならなければならない。その氏名は競技会実施要項に掲載される。チーフスチュワードは競技会でのスチュワード業務を組織する責任を有し、競技場審判団長の権限下に入る。技術代表が任命されている場合は、競技会前および開催中、互いに緊密に連携して活動しなければならない（付則II参照）。

チーフスチュワードは、各々の責任範囲に関わる諸規程に違反すると思われる、いかなる者による、いかなる行動も、直ちに競技場審判団長へ報告しなければならない（一般規程第155条5）。イエロー警告カードおよび追加措置に値する違反行為については、競技場審判団長、上訴委員会（選任されている場合）、技術代表へ通知しなければならない。理由はこれに限定するものではないが、馬に対する虐待行為や役員に対する不適切な行動については一般規程第169条7.1に従い、チーフスチュワードが当該選手にイエロー警告カードを発行する場合がある。

競技会中、チーフスチュワードおよびアシスタントは、競技会の組織委員会アクレディテーションとともに、FEIスチュワードバッジを明確に見えるよう身に付けていなければならない。

チーフスチュワードは、競技会期間を通して、スチュワード業務とスチュワードチーム編成に責任を負う。

各競技会終了後、チーフスチュワードはFEI本部の馬場馬術ディレクターへ報告書を送るとともに、競技場審判団長、組織委員会、当該NFのスチュワードジェネラル、競技会開催国NFの理事長へ報告書のコピーを送付しなければならない。必要と思われる場合は、改善に資する提言をチーフスチュワード報告書に記載するものとする（付則I参照）。

2.2.6 アシスタントスチュワード

組織委員会は、競技会の規模とタイプに応じて十分な人数のアシスタントスチュワードを任命しなければならない。これらの者は、望ましくはレベル1スチュワード資格を有していることとする。

2.2.7 スチュワードチーム

組織委員会はチーフスチュワードと共に、競技会期間を通して適正なスチュワード業務を提供できる有能なスチュワードチームの選考に責任を有する。打ち合せはチーフスチュワード

が主導して毎日行わなければならない。

国際競技会開始前に、チーフスチュワードはアシスタントスチュワードと共に打ち合せ会を行わなければならない。以下の内容を網羅すること：

- 厩舎の監視とセキュリティ
- スクーリングエリアの規制
- 競技会立ち入り制限エリアの巡回監視
- 獣医療面でのサポートと薬物規制プログラム
- 馬への虐待行為を未然に防ぐための時宜を得た介入
- ホースインスペクション
- 事例の報告手順
- 選手、グルーム、トレーナーへの礼儀正しい対応
- 作業タイムテーブル
- 食事
- 宿泊
- 責任の範囲
- スチュワードグループ
- 到着
- 厩舎での任務
- スクーリング（馬場馬術に特化した任務）
- ウォーミングアップ
- 馬装チェック
- 競技の流れ
- 表彰式

2.3 スチュワードの作業現場

組織委員会はスチュワードに対して作業に適した設備を提供しなければならない。部屋かトレーラーを確保して椅子や飲み物、テーブルを用意し、スチュワードが時折休憩をとれるようにするべきである。屋外で活動しなければならない競技会では、練習馬場の中央かこれに隣接して待避所を設け、ここから選手の行動を効率よく監視できるよう配慮するべきである。連絡手段として、チーム全体に無線機を携帯させなければならない。

国際競技会で業務にあたるスチュワードは全員がバッジや腕章、ビブスなど、容易に役職が認識できるものを身に付けなければならない。また厩舎全域やスクーリングエリア、待機馬場、組織委員会の管理下にあるその他すべてのエリアなど、これに限定するものではないが、すべての立ち入り制限エリアへ自由に立ち入ることができなければならない。

2.4 FEI 役員と選手（選手、オーナー、チーム監督、トレーナー、グルーム）間の協力
役員と選手との間に良好な協力関係を構築するよう、あらゆる努力をしなければならない。

選手の心中には、競技会に適用される規程や手順には合致しない利害があることを忘れるべきではない。

事後に対応するよりも規定が破られないよう未然に防ぐ方が遥かによい。時宜を得た介入には、規程の十分な知識が必要である。

3. 厩舎

3.1 厩舎エリアへの立ち入り

高度な厩舎セキュリティを確保するには、厩舎をフェンスか塀で完全に囲わなければならない。厩舎エリアへの立ち入りを規制し、制限を設けなければならない。これは許可のない者の立ち入りや許可のない退厩を抑止することになる。このエリアは、緊急時に馬を厩舎から出して避難させるのに十分な広さがなければならない。

馬はすべて厩舎へ入厩させなければならない。馬は ID ナンバーを付けずに馬房を離れることはできない。

厳格な厩舎セキュリティが最優先事項である。競技会中の厩舎への立ち入りは制限される。組織委員会が厩舎エリアへの立ち入りを認める者は以下の者のみであり、必要なアクレディテーションを所持している場合に限る（獣医規程第 1009 条参照）：

- 選手と同行者 1 名
- 技術代表あるいは外国人審判員
- 競技場審判団メンバーと上訴委員会メンバー
- チーフスチュワードとアシスタントスチュワード
- 獣医師団／獣医師代表
- 救護獣医師
- 薬物規制担当役員
- オフィシャル装蹄師、チーム装蹄師、個人選手のプライベート装蹄師
- 各馬につき、ホースパスポートに登録されているオーナー 2 名まで
- チーム監督、トレーナー、グルーム
- チーム獣医師と個人選手に随行する獣医師
- 獣医師団／獣医師代表に登録している物理療法士
- 各国馬術連盟会長と事務総長も、組織委員会の承認を得て厩舎エリアを訪ねることができる。

厩舎エリアへの立ち入り権限を付与する組織委員会役員は、組織委員会内での上職者であることが必須である。

立ち入り規制

厩舎エリアへのすべての入口にて入場規制を行い、常に入退出する者の身元確認が効率良く信頼できる方法で行われなければならない。詳細は以下を参照のこと。

3.2 厩舎エリアでのスチュワード業務

競技会期間中を通して、チーフスチュワードと直接連絡がとれるスチュワードを少なくとも1名、24時間体制で厩舎エリア近くに常駐させるか、あるいはいつでも対応できるよう待機させておかなければならない。このようなスチュワードは、必要に応じて追加スチュワードの支援を受けることができる。

厩舎が公式閉鎖されている時間帯は、誰にも厩舎に留まる権限はない。閉鎖時間帯に厩舎への立ち入りが必要な者は、当直スチュワードのもとへ出向かなければならない。必要なアクレディテーションを保持している必要がある。「厩舎の夜間規制」書式（付則 VIII 参照）に署名し、厩舎滞在中はセキュリティが敷かれた厩舎エリアを出るまで、常に FEI スチュワードの随行を受けなければならない。「厩舎での夜間規制」フォームは毎朝、チーフスチュワードへ提出される。

セキュリティが敷かれた厩舎エリアは、オフィシャル FEI スチュワード（あるいは組織委員会雇用のセキュリティ・チーム）による定期的な巡回監視が必要である。この巡回監視は誰が見ても明白であること。厩舎が閉鎖されている間も、1日24時間の見回りが必要である。いかなる形態の禁止行為や馬への虐待行為も思いとどまらせるよう、巡回パターンを決めずに見回りを行うべきである。どのような違反も直ちに厩舎エリア担当スチュワードへ報告し、厩舎担当スチュワードはチーフスチュワードへ報告、チーフスチュワードは競技場審判団長へ報告しなければならない。スチュワードはまた、馬が何らかの治療を受けていると見られる場合は該当する「治療申請書式」の提出を求めることができる；これはネブライザー（噴霧器）の使用にも適用する。

閉鎖時間帯にセキュリティが敷かれた厩舎エリアに許可なく立ち入った者については、それ

以降の競技会期間中のアクレディテーションが取り消される。また競技場審判団の判断により、グルームなどがこのような行動をとった場合はその選手がそれ以降の競技会期間中、失格となる場合がある。

従って、スチュワードの任務とは馬のウェルフェアを守り、あらゆる形態の禁止行為も未然に防ぐことにある。

厩舎の条件としては：

- できれば競技会場内に設置する
- 当該地域当局が定める条件を満たしている
- 妨げる物もなく非常口が確保されている
- 適正かつ十分な防火設備がある
- 禁煙の表示がある
- 安全かつ堅固であることが確認されている
- 組織委員会が選手に割りあてる
- 番号とラベル表示がされている
- 適切な換気、給水、敷料がある
- 清潔な放牧地があり、適切な糞尿処理が行われている
- 飼料と敷料の備蓄場所がある
- 入口は1日24時間開いている
- 通路の幅は3メートルあることが強く推奨されるが、少なくとも2メートルある

厩舎 – 最低要件：

- 馬の到着前に清掃され消毒されていること
- 換気が良いこと
- 立ち入り制限エリアであること（セキュリティ）
- 馬の洗い場
- 十分な電源とコンセントがあること
- 馬具と用具を置くスペース
- グルーム用に十分な数のシャワーとトイレ
- 厩舎エリアに車あるいはバイクを駐車させない。組織委員会の判断により、自転車と電動式自転車は許可される場合がある。
- 厩舎管理責任者と救護獣医師をサポートできるよう、可能であれば厩舎近くにスチュワード・オフィスを設ける。
- 掲示板
- EADCMR（検査）用厩舎2ヶ所以上

- 隔離厩舎が 2 ヶ所以上
- カフェテリアー厩舎エリアに「ミーティングコーナー」
- 給湯設備は必須
- 干草／わら／オガ貯蔵場所から離れた所定の喫煙エリア
- 厩舎には屋根の張り出しが必要である。

3.3 グルーム

必要に応じてグルームの宿泊施設を厩舎近くに提供しなければならない。組織委員会にグルームとして正式に登録された者で、夜間に馬に付添うことを希望するグルームに限り、厩舎に滞在することを許可される場合がある。このような許可は馬の病気など、例外的な状況下においてのみ与えられる。

馬の管理責任者は、自分のグルームあるいは自己の管理馬への接触を許可された者に、当該競技会におけるセキュリティとスチュワード業務手順を熟知させておかなければならない。

3.4 競技会場全体における動き

厩舎、練習エリア、草地エリア、メインアリーナ間の馬の移動は厳しく管理しなければならない。馬場馬術競技に適したレイアウトについては本文書の付則 III を参照されたい。競技種目ごとの必要性や競技会場のレイアウトに応じて、柔軟な対応が求められることも理解できるが、可能な限りこの最適なレイアウトに従うべきである。

3.5 練習馬場でのスチュワード業務

3.5.1 練習馬場

練習馬場とは、ウォーミングアップやトレーニングなどに使用するすべての馬場を指す。このような馬場／エリアすべてをこれ以降、練習馬場と称する。

各練習馬場が公式開放されている間は常時、チーフスチュワードが責任をもってこれらの馬場を適切なスチュワードの管理下におかなければならない。またこれらの馬場が公式に閉鎖されている間も、すべての練習馬場を不定期に巡回監視させなければならない。

3.5.2 テンミニッツアリーナ

これは競技アリーナへ入場する前の最後の練習エリアである。テンミニッツアリーナは、オリンピック大会と選手権大会では必須であり、その他すべての CDI/CDIO では推奨される。メインアリーナと同質のフットイングを用いて完備された馬場でなければならない。選手は、前の選手がメインアリーナへ入場するためにここから出た後にここへ入ることができる。一度にテンミニッツアリーナへ入ることができるのは選手 1 名である。テンミニッツアリーナ

の使用は選手にとって必須ではない。スチュワードが常時ここに臨場して監視しなければならない。馬装の調整と通常範囲内の馬のケアは許可される。

3.6 草地エリア

すべての屋外競技会では、馬のための草地が準備され、適宜巡回監視されていることが望ましい。草地が準備されている場合、そこでは草の採食あるいは引き馬のみが許可され、馬の ID ナンバーを明示していなければならない。

4. 警告カード

FEI 一般規程（現行版）（第 169 条）に従い、条項 169.6.2（馬に対する虐待行為）と 169.6.3（競技会役員あるいはその他競技会関係者に対する不適切な行動）に記載されている違反で、それほど重大な性格のものではない場合および／またはスポーツ規程に定める事例については、法務制度に定める手順に代えて、競技場審判団長、上訴委員長、およびチーフスチュワードが馬管理責任者（選手）にイエロー警告カードを手渡すか、あるいは他の適切な方法で発行することができる。

イエロー警告カードが発行された場合は、競技場審判団による判断の後、選手名と警告理由を記載した通知を公式掲示板に掲載しなければならない。一般規程にこれと反する規定があったとしても、同じ馬管理責任者が同一競技会、あるいは他の国際競技会で、1 枚目のイエロー警告カード発行を受けてから 1 年以内に同じ違反で 2 枚のイエロー警告カードを受け取った場合、この馬管理責任者は FEI 事務総長から公式通知を受けた後、自動的に 2 ヶ月間の競技出場停止処分を受ける。

NF と組織委員会は、すべての国際競技会において競技場審判団長と上訴委員長、チーフスチュワードに十分な枚数のイエロー警告カードを所持させなければならない。

チーフスチュワードが自分の権限においてイエロー警告カードを発行したい場合は、まず技術代表かあるいは競技場審判団長に適宜協議することが堅実である。

現時点でイエロー警告カードを所持している選手リストは次のリンクにある：

<http://inside.fei.org/fei/your-role/athletes/warning-cards>

5. 獣医検査、ホースインスペクション、パスポート査閲

詳細については FEI 獣医規程第 4 章「FEI 競技会における獣医事コントロール」を参照のこと。

5.1 ホースインスペクションの必要条件

組織委員会はホースインスペクションの必要条件をすべて考慮しなければならない。組織委員会はまた技術代表／獣医師団／獣医師代表と連携し、時間的余裕をもって事前にチーフスチュワードとインスペクション・プロトコルについて協議しなければならない。

5.1.1 路面

インスペクション用路面は、馬の競技参加適性を公正に判断できるものであることが重要である。路面は常に固く平らであり、滑りにくくなければならない。以下に示す3つの方法によりこれが可能となる：

- 新しく敷かれたアスファルト。この路面が古く、滑りやすくなった場合には、砂を薄く敷きたすことで改善される。
- 硬い基盤層を露出させた状態の競技アリーナ。路面に水をまいて填圧し、インスペクション中に切り込みが入らないよう路面を十分にしめた状態とする。
- 掃いて浮き石をすべて取り除いた砂利または石粉の固い路面。

馬を常歩および速歩で検査できる約50mの路面が必要であるが、インドアでのホースインスペクションでは、これよりも距離の短い路面も認められる。状況に応じて必要であればホースインスペクションを競技用路面で実施することもできるが、この場合、組織委員会は事前にインスペクションパネルおよび技術代表（任命されている場合）と条件について協議しなければならない。そのような場合は路面をしっかりと填圧し、インスペクションに適した状態にしなければならない。

5.1.2 運営

インスペクション・エリアを観衆から適切に遮断し、効率よく管理して馬が予定時刻にインスペクションを受け、終了後は速やかに退場できるようにしなければならない。

5.1.3 ホールディングボックス

競技参加適性が疑わしい馬をさらに検査するために、インスペクション・エリアの近くに囲われたエリアを設けるべきである。このエリアはインスペクション・エリアとは別に設け、できればメインのインスペクショントラックから見えない場所に設置する。

5.1.4 観客へのアナウンス

ホースインスペクションの進捗状況（すなわち被検馬とその競技ナンバー）は、場内放送で発表する。合格、不合格、ホールディングのいずれかの判定は、速やかに発表するものとする。

5.1.5 馬とハンドラーの安全

集合場所に多数の馬が集まってくるホースインスペクションにおいては、厳しい管理体制とともに特別な注意が必要である。インスペクションを受ける馬の中に牡馬が含まれている場合は、重大な危険が発生する可能性があるため、同様の注意が必要である。

5.2 諸規程に準拠したホースインスペクション・プロトコル

ホースインスペクションは、最初の競技開始前 24 時間以内実施するものとする。

5.3 ホースインスペクション手順

5.3.1 概論

- 事前に（チーフスチュワード／組織委員会を通して）インスペクションパネルから代理人が馬を引く許可を与えられていない限り、当該馬の管理責任者が馬を引かなければならない。
- 担当獣医師は被検馬の周りを歩いて簡単な目視検査を行う。必要と思われる場合は、四肢あるいはその他身体部位の触診のみ行われる。この時点でその他の臨床検査（例：屈曲検査あるいは輪線上での運動）は行われない。
- 目視検査の後、ハンドラーが馬の左側に位置して短い距離を常歩で歩かせ（10 歩）、その後引き綱を緩めた状態で速歩をさせる（30～40m）。
- 担当獣医師は、インスペクショントラックの中央から歩様を観察する。
- 右へ回転する前に常歩をさせ、また速歩で戻る。
- インスペクションパネルは FEI 獣医オフィシャルの意見を考慮しつつ、合格、不合格、ホールディングのいずれかを決定する。

5.3.2 ホースインスペクション規定

- 馬には銜付き頭絡を装着し、ID ナンバーを明示して臨場させるが、他の馬具・装具は装着できない。
- ハンドラーは適切な服装で臨場すること
- 馬着は不可
- 馬体や蹄に染料や塗料を使用しないこと
- 獣医規程に従い、ハンドラーは必要であれば長さ 120cm までの鞭を 1 本携帯できる。

6. 選手と馬のドーピング防止検査

6.1 馬のドーピング防止および規制薬物検査（EADCMP）

検査が行われる競技会では、検査担当役員（EADCMP 検体採取獣医師あるいは獣医師代表）は検査を行うにあたり、スチュワードの補佐を求める。大抵の場合、スチュワードは選手に（アリーナから退場した時点で）馬の検査が行われることを通知し、その時点から検体採取

が終了するまで当該馬に同行するよう求められる。肝要な点は、検体採取まで目の届かない所へ馬を行かせないことである。検査に配置されたスチュワードは検査のやり方を熟知しており、正しい検査手順を把握しているべきである（FEI ウェブサイト／獣医療／薬物規制）。

スチュワードは検査対象馬を EADCMP 検体採取馬房へ誘導する。

6.2 選手の検査

選手対象の FEI ドーピング防止規則（ADRHA）に従い、FEI 選手（ライダー、御者、軽乗選手、調馬索手）はいかなる FEI 競技会においても、FEI あるいは検査権限を有する他のドーピング防止組織（FEI 競技会にて選手の検査実施を希望するドーピング防止組織は、先ず FEI の許可を得なければならない）による検査対象となり得る。

FEI 検査が予定されている場合、主催者は FEI の要請に応じて施設とスタッフ／ボランティアを提供する責任を負う（ADRHA 第 22 条 3）。FEI は主催者と技術代表または外国人審判員と共にすべての必要な手配を行う。スチュワードは必要に応じて支援を要請される。

スチュワードが選手のドーピング防止に関して質問を受けた場合は、次の者への相談を案内する：

- － ドーピング防止に関する知識を有する医療関係者、または
- － FEI、または
- － 地元の国内／地域のドーピング防止組織

追加情報と連絡先詳細は、FEI ウェブサイトの「Clean Sport Humans」の [Clean Sport for Humans | FEI](#) にある。

ADRHA は [FEI's website](#) で公開されている。

7. 馬に対する虐待行為

いかなる者も競技会期間中、あるいはその他いかなる時点でも馬を虐待してはならない。

虐待とは馬に痛みや不快感を起こし得る行為と定義される。これは馬に痛みや不快感を起こさせたり、起こす可能性のある行為または怠慢を意味する。これには次に挙げるいずれの行為も含まれるが、これに限定するものではない：

- － 手／脚および／または鞭を過度に、または不適切に適用すること
- － 馬に対して何らかの電気ショック装置を使用すること
- － 疲弊、跛行、あるいは負傷している馬を酷使したり、運動させること
- － どのようなトレーニング方法あるいは運動でも、それを過剰に用いたり、長時間にわたって行うこと
- － 馬体のいずれかの部分の知覚を過敏または鈍麻させること
- － 馬に十分な飼料や飲水、敷きワラを与えなかったり、あるいは運動させずにおくこと

- 馬に痛みを与える装置を使用すること

競技会期間中に馬への虐待行為を目撃した場合は、抗議（第 167 条）として役員へ報告することとする。その他の時点で馬への虐待行為を目撃した場合は、司法委員会へ付託のため、FEI 事務総長に抗議（第 167 条）として報告するものとする。

8. 主体的であれ

これに限定するものではないが、以下は許容できない状況である

- 馬への虐待行為と見なされ得る行動、あるいはトレーニング方法；
- 他者への配慮を欠き、危険な状況をもたらす馬管理責任者；
- 許可なくメインアリーナで騎乗、引き馬を行う；
- 開放中の練習馬場で許可なく騎乗、あるいは許可時間外に騎乗すること；
- 出血している場合は馬場馬術規程第 430 条 7.6 を参照のこと。

9. その他

9.1 観客

安全上の理由から、馬が通るエリアや練習エリアに観客が立ち入ることのないよう分けしなくてはならない。競技会場全域を無作為に巡回監視するべきである。

9.2 フットイング

どの練習エリアについてもフットイングは非常に重要である。馬は競技アリーナよりも練習馬場にいる時間の方がはるかに長い。組織委員会はフットイングを改善する準備（散水、砂、チップなど）をしておかなければならず、また指定の馬場が不適格な状態となるか、または外国人審判員／技術代表／チーフスチュワードが不適格とみなした場合に、使用可能であれば他の馬場へ練習馬場を移す準備も必要である。

9.3 練習馬場のタイムテーブル

練習馬場使用のタイムテーブルを作成して厩舎の掲示板に貼り出し、これを遵守しなければならない。可能な限り柔軟な対応が求められ、妥当な要請を受けた場合は指定時間外にも練習馬場を開放するべきである。馬には常に ID ナンバーを装着していなければならない。練習馬場の使用中は常にスチュワードの監視が必要である。

9.4 鏡

安全のため、鏡と鏡革（セイフティ鏡にも適用する）は、あおり革の外側で鞍の托革から垂れ下がってはいなければならない。選手は直接的であれ、間接的にであれ、馬具に体の一部を縛り付けてはならない。

9.5 選手と馬につける広告および宣伝

競技会に参加する選手は、メディアによる競技会取材（恒久的に世界中のあらゆるメディアによって）および当該スポーツの振興のために、競技会中の撮影やテレビ放映、写真撮影、識別、インタビューおよびその他の方法による記録を承諾するものとする。従って、選手はこのような記録類におけるすべての権利を恒久的にFEIへ譲渡するものである。選手は自分の氏名とイメージ、また競技会にて撮影された映像や写真をFEIおよび／または組織委員会が競技会の宣伝および当該スポーツ振興の目的で使用することに同意する。

IOCの後援を受けて行われるオリンピック大会と地域大会を除くすべての競技会において、選手はFEI一般規程（現行版）に従い、製造業者や選手スポンサーを特定する衣服を身に着け、またそのような装備（これに限定するものではないが、騎乗用具や軽乗用バックパッドを含む）や車両を使用できる。

広告に関わる規定に明らかに違反している選手をアリーナ内へ入場させるべきではない。競技場審判団によるイエロー警告カードの発行対象となる場合がある。

10. 法的手続きと制裁措置

10.1 法的根拠

次にあげる規程集にはFEIの基本的な職務と責任、機構について記載がある。役員とチーフスチュワードはこれらの規程集を所持し、自らの職責に関わる諸規則を理解しておかなければならない。

チーフスチュワードは以下の規程集現行版を利用できる状況にあること：

- FEI 一般規程
- FEI 獣医規程
- 該当する馬場馬術規程

もちろん、すべての規則を暗記することは不可能である。それゆえ手順を理解するうえでも、まずは関連条項に精通することが優先される。

第一原則は：

助けよ

防止せよ

介入せよ

予防は治療に勝るとの格言通り、役員たる者の第一義は、すべてが規程に則って遂行されるよう尽力することである。

選手側には、自分たちの馬に関わる諸規則を守り、競技会参加およびそれまでの準備段階で規則を確実に遵守する義務がある。

法務制度はプロの法律家にとってもかなり複雑である。従って法務制度の適用に携わる者は、どのような法規を抛り所とするか、そしてそれはどこに記載されているかを知っていなければならない反面、この制度を暗記しようとするべきではない。難題が生じた時には、この分野に精通している者であっても、対処する前に該当条項を注意深く読むことが賢明である。

役員が下した決定に対して非公式に異論を唱える者がいる場合は、この者に対して正しい手順を教え、一般規程の第 163 条と第 165 条を参照するよう伝えるものとする。異議申し立て人が、申し立てを行う権限のない者の場合は、それを指摘するべきである。

10.2 実用的な助言

事例の事実認識がまだ一致していない場合には、先ずこれを確定させなければならない。次に、合意をみた事実あるいは証明された事実について判断を下さなければならない。申し立ての事実を証明する証人の存在は非常に重要である。

異議（非公式の異議も含め）が明らかに正しい場合には、異議申し立て人に対して謝辞を述べ、誤りを正すものであるが、次の 2 点について注意が必要である – 自分の決定を変更する前に慎重に考えること：役員の判断が正しい場合もある。

早急に決断しなければならない場合を除き、進行状況が関係者以外に聞こえることがないよう静かな場所を求めべきである。法廷のような雰囲気は避けるべきだが、秩序は保ち、中断されないようにしなければならない。当事者には各々公平な審理を受ける権利があり、事実について、また必要であれば法に鑑みて自ら陳述する機会が認められる。

アリーナあるいは立ち入り制限エリアにいた審判員、他の役員、スチュワードはこれに関わる証拠を提供できる可能性がある。深刻な虐待行為の申し立てがあった場合はできるだけ速やかに当該馬を確認し、獣医事役員の協力を求める。当該馬が虐待された兆候を示している場合には、当事者にこれを指摘する。

自分自身で残虐行為を目撃した場合であっても、結論を出す前にその当事者に対して説明を求める。

事例報告が必要な場合、当該役員は関係者と目撃者（公平な！）から陳述書を取り付ける必要があることを忘れてはならない。これらの書面には署名、日付（できれば時刻も）を記載しなければならない。

最後に、素人である者に資格をもった法律専門家たることを期待できるものではなく、ここで大切なのは公平で忍耐強くあり、当事者に各々陳述の機会を与え、また証人に質問する機会を与えて、（異議があった場合は）証拠を斟酌し、スポーツ精神に則った公明正大な結論に至ることである。

誰が諸規則に精通していなければならないか？

- 競技会審判団長
- 外国人審判員／技術代表
- 上訴委員長
- チーフスチュワード
- 獣医師代表／獣医師団長

10.3 抗議（一般規程第 163 条）

1. 国際競技会に何らかの資格で関与している者あるいは団体に対して、もしくはFEI管轄下にある者あるいは団体に対して、国際競技会の期間中あるいはこれに関連して、もしくはその他いかなる時点で発生した場合であっても、定款や一般規程、競技規程の遵守不履行、または共通の行動原則、公平性あるいは皆が共有する標準的なスポーツマンシップへの違反行為などについて、抗議を行うことができる。
2. 抗議はNF会長、役員、チーム監督、また監督不在の場合は競技会出場馬の管理責任者かチーム獣医師だけが行える。馬への虐待行為に関わる抗議は、いかなる者あるいは団体でも行うことができる。
3. 特に明記されていない限り、抗議文書は聴取機関の管轄期間が終了する前に提出しなければならない。抗議文書を提出する者あるいは団体が当該競技会に臨場していない場合でもこれを適用する。必要な保証金が支払われる前に抗議を聴取する管轄権は該当機関にはない。
4. 以下の事項に関する抗議は、競技場審判団にのみ行うことができる：
 - 4.1 特定競技会への選手あるいは馬の出場資格に関する抗議、またはアリーナの状態に関わる抗議。そのような抗議は該当競技の開始30分前までに行わなければならない；
 - 4.2 障害馬術競技の障害物、あるいはコースプランやコース全長、もしくは馬車競技の障害物区間に関わる抗議。そのような抗議は競技開始15分前までに行わなければならない；
 - 4.3 総合馬術でのクロスカントリー障害物あるいはコースに関する抗議、馬車競技のマラソ

ンコースあるいは障害物に関する抗議、もしくはエンデュランスのコースに関する抗議。
そのような抗議は該当競技開催の前日18:00までに行わなければならない；

- 4.4 競技中の不法行為や偶発事象、または競技成績に関する抗議。そのような抗議は該当競技の成績発表後30分以内に行わなければならない。
- 4.5 いずれかのFEI規定の適用または施行に伴う手順に対する抗議。そのような抗議は、当該規定の適用または施行の通達後30分以内に行わなければならない。
- 4.6 上記のパラグラフで示した事例について、該当する期限内に競技場審判団へ抗議を行うことは、上訴委員会への上訴権の前提条件である。
5. 第163.4条に記載されていない事項に対する抗議は上訴委員会へ、あるいは上訴委員会が設置されていない場合は競技場審判団へ行わなければならない。
6. 国際競技会開催中もしくはこれに直接関連して発生したのではなく、あるいは競技会終了後まで判明しなかった事柄に関する抗議は、事務総長を通じてFEI裁定委員会へ申し立てる。そのような抗議文書は該当する競技会終了後14日以内に提出するものとする。競技会への移動中、あるいは検疫やトレーニング、環境順応期間中を含めて到着後に起きた場合は、競技会に直接関連して発生したとみなされる。
7. 第163.2条の範囲内ですべての抗議申し立ては書面で準備し、抗議申し立て資格のある者物が署名し、場合によっては目撃者の氏名を含む裏付け証拠を添付する。
8. 競技場審判団および上訴委員会への抗議申し立ては、該当する期限内に競技場審判団長あるいは上訴委員長へ提出し、場合によっては必要な保証金を支払う。FEI裁定委員会への抗議申し立ては、該当する期限内に必要な保証金の支払いとともにFEI裁定委員会へ送付する。
9. これまでの記載にはそぐわない場合であっても、事務総長自らの裁量で付託は正当と判断する特別状況下では、事務総長はいかなる者あるいは団体による、いかなる者あるいは団体に対する抗議、もしくは自ら主導して提出した抗議を、時を選ばずいかなる事柄でも保証金なしでFEI裁定委員会へ付託することができる。
10. 抗議を行う者は、できれば事例の証人を立てるとともに他の形態の証拠を確保し、抗議申し立て先団体へ証人の同行を依頼するか、あるいは証人の氏名と住所を記載して正式に署名を受けた証人による陳述書を準備しなければならない。FEI裁定委員会への提出に際しては、これらの要件がFEI裁定委員会の内規に特筆されている。
11. 外国人審判員、技術代表、獣医師代表および外国人獣医師代表は、抗議の要因となったあらゆる行為あるいは怠慢を事務総長へ報告しなければならない。

10.4 上訴（一般規程第165条）

1. 正当な利益を有する個人あるいは団体であれば、定款、一般規程あるいはスポーツ規程にて権限を与えられた者あるいは団体が下した決定に対して上訴することができるが、上訴できるものには制限がある（下記2項を参照のこと）：

- 1.1 競技場審判団が下した決定については上訴委員会（上訴委員会が設けられていない場合はFEI裁定委員会）へ。
- 1.2 上訴委員会またはその他の者あるいは団体が下した決定についてはFEI裁定委員会へ。
- 1.3 FEI裁定委員会が下した決定については、スポーツ仲裁裁判所（CAS）へ。このような上訴を行う者あるいは団体は、事務総長へこの旨を通知し、上訴陳述書のコピーを提出する。
2. 以下については上訴が認められない：
 - 2.1 第159条6.1～4に網羅された事例（あるいは上訴委員会が設けられていない場合でアリーナや障害物、コースに関わる事例）における競技場審判団の決定に対するもの；
 - 2.2 競技場審判団が出した決定からあがった上訴について、上訴委員会が出した決定に対するもの；
 - 2.3 上訴委員会が設けられていない場合に、競技場審判団が出した決定に対する上訴について、FEI裁定委員会が出した決定に対するもの。
3. 上訴委員会への上訴は書面で準備し、これに署名して、裏付けとなる証拠書類を添付するか、あるいは1名または複数の証人を伴って、競技場審判団の決定が出された後1時間以内に提出しなければならない。
4. 上訴委員会が設けられていない場合は、FEI裁定委員会への上訴を書面で準備し、これに署名して、裏付けとなる証拠書類を添付するか、あるいは1名または複数の証人を伴って、競技会終了後14日以内にFEI裁定委員会へ提出しなければならない。競技に関する限り、上訴権は選手あるいは馬の出場資格、およびスポーツ規程の解釈に関わる問題に限定される。
5. FEI裁定委員会への上訴は事務総長宛てとし、上訴者本人またはその委任を受けた代理人が署名し、裏付けとなる証拠書類を添付するか、あるいは1名または複数の証人を指定の公聴会に伴うこととし、またこの上訴は先の決定事項通知が事務総長より送付された日から30日以内にFEI裁定機関へ届かなければならない。
6.
 - 6.1 スポーツ仲裁裁判所（CAS）への上訴は裏付けとなる証拠書類を添付し、CASスポーツ関連仲裁規約に定める手順に従って、CAS事務局へ送付しなければならない；
 - 6.2 この上訴は、当該事例に関わる馬管理責任者の所属するNFが、FEI裁定委員会による決定通知を事務総長から受けた日より21日以内にCASへ届くものとする。
 - 6.3 上訴の陳述書コピーは事務総長へも同時に送付する。

11. 報告と事後処理

11.1 報告（一般規程第 164 条）

一般規程と適用されるスポーツ規程に従い、役員は競技会終了時に事務総長へ報告書を送付しなければならない。抗議あるいは上訴の要因となった事例はこの報告書に記載しなければ

ならない。

FEI への報告書提出を怠った場合は FEI から制裁措置を受けることとなり、まずは警告を受け、次は未提出の報告書を FEI へ提出するまで資格停止処分となる。

11.2 競技後

チーフスチュワードは、FEI あるいは NF (スチュワードジェネラル) から受領しているはずの報告書式、もしくは FEI ウェブサイトからダウンロードした書式を使って報告書を作成し、競技会後できるだけ速やかに FEI へ送付するとともに、そのコピーを競技会組織委員会、NF、地域スチュワードジェネラル、スチュワードジェネラル (また競技会が自国以外で実施された場合には自国 NF のスチュワードジェネラル) へ送付する。

次年に向けて改善すべき点については組織委員会へ連絡のこと。

11.3 チーフスチュワードのFEIチェックリスト

11.3.1 管理運営

- 他の役員の氏名を把握しているか？
- 選手用に情報が記載されているリーフレットを持っているか？
- 掲示板/メッセージボードには指示が英語かフランス語、および開催国の言語で書かれているか？ (全体図あるいはエリアマップ、練習馬場、タイム・スケジュール、重要な電話番号、スターティングリスト、成績、馬房割り当て)
- 目につきやすい厩舎バッジとアクセスパスは配布されているか？
- 電話番号リストはあるか？
- チーム監督用のレターボックス (ピジョンホール) は設置されているか？
- 参加申込している馬全頭のリスト (マスターリスト) はあるか？
- 到着時検査でグルームに渡す ID ナンバーは準備できているか？

11.3.2 ロジスティクス

以下の準備は十分であるか：

- グルームの宿泊施設 (厩舎外) は？
- あなたのアシスタントスチュワードの宿泊施設は？
- アシスタントスチュワードの食事は？
- スチュワード用の飲料水の準備はできているか？
- 無線、トランシーバー、あるいは電話がチーフスチュワードとアシスタントスチュワードに提供されているか？
- スチュワード・オフィスはあるか？ (厩舎の出入口近く；十分な設備が整っているか？)

11.3.3 医療および獣医療サービス

- トレーニングが行われている間、救急車、医師、獣医師は待機しているか？
- 救護獣医師は1日24時間態勢で対応できる状況にあるか？
- 隔離馬房はあるか？
- 獣医診療用に準備された特定の場所（例：診療所、MCP用馬房）があるか？；獣医師たちはその場所を知らされているか？
- （静かな場所に）他の馬房と離れてMCP用の2馬房が準備されているか？
- MCPに立ち会う熟練したスチュワードはいるか？
- MCP用設備は準備できているか（オフィス、冷凍庫、テーブル、椅子など）

11.3.4 厩舎

- 厩舎管理責任者と緊密な協力体制にあるか？
- トラック、馬運車、バンは厩舎エリアの外に駐車しているか？
- 厩舎エリアは適切にフェンスで囲われているか（立ち入り制限エリア）？
- 馬房は十分な広さがあり、安全か？
- 入厩馬リスト（番号が振られた馬房－マスターリスト）はあるか？
- 馬房情報が適切に表示されているか（馬房情報カード）？
- 換気は十分か？
- 24時間のセキュリティが敷かれているか？
- 「厩舎における夜間規制書式（付則VIII）」は準備されているか？
- 給水ポイントとシャワーは十分にあるか？
- 電気は利用できる状態にあるか？
- 夜間における馬の見回りサービスの準備はできているか？
- 厩舎には十分な防火設備があるか？
- 厩舎の外に指定の喫煙エリアが設けられているか？
- 草地利用の時間およびプランが公表されているか？
- 装蹄師はいつでも対応できる態勢にあるか？
- カフェテリア／ミーティングコーナーが設けられているか？
- 通路は十分に広いか？
- 厩舎には照明設備があり、機能しているか、そして十分な明るさがあるか？
- 電線は馬が触れないよう配線されているか？

11.3.5 馬体検査とインスペクション

- スチュワードと獣医師1名を配置した馬の到着時検査（個体識別と馬体検査）は準備できているか？
- IDナンバー（頭絡番号）は準備できているか？

- ホースインスペクションの場所は：
- その場所は平らか？
- 路面は硬いか？
- 滑り易い表面ではないか？
- 補佐するスチュワードの人数は十分か？
- ホールディングボックスエリアは条件を満たしているか？
- スタートイングリスト、テーブル、パスポート、拡声器の準備と馬糞の回収係の手配はできているか？
- 観客用スペースは十分にあるか？
- 観客／オーナーをインスペクションパネルから離しているか？

11.3.6 練習馬場

- スクーリング・スペースは十分か？
- 調馬索専用馬場を準備している、あるいは指定時刻を設けているか？
- 日々のスクーリング時に十分な人数のスチュワードがいるか？
- スクーリングのタイムテーブルはあるか？
- 馬場は整備されているか？
- その馬場は競技用馬場に類似するものか？
- アリーナには番号が振られているか？
- (スケジュールに基づいて) スチュワードは説明を受けているか？
- 悪天候時に利用できるスチュワードの待避所があるか？
- 馬用の救急車：
 - 機能的か？
 - 車両に連結されているか？
 - アクセスしやすい場所に配車されているか？
 - キーはどこにあるか？
 - 適切な設備が整っているか？
 - スクリーンは？
 - 運搬具は？
 - 無口頭絡と引き手ロープは？
- アリーナ入口は救急車が容易に通れるくらい十分広いか？
- 問題が生じた場合の対応策はあるか？
- 責任者は誰か？
- リハーサルは行われたか？
- 誰がスクリーン設置を指揮するか？
- 人間用の救急車と医師は？

11.3.7 ウォーミングアップ

- 競技開始前にスターティングリストとコースプランは準備できているか？
- 競技の流れはどのように組まれているか？スチュワードが補佐すべき状況か？（YESの場合、十分な人数のスチュワードがいるか？）
- 調馬索用／フラットワーク用エリアは別に設けられているか？
- ウォームアップ馬場に隣接した場所で装蹄師が待機しているか？
- 馬場整備の段取りはできているか？
- 競技場審判団とチーフスチュワードは連絡をとっているか？
- 競技場審判団と組織委員会が連携して表彰式を運営しているか？

付則

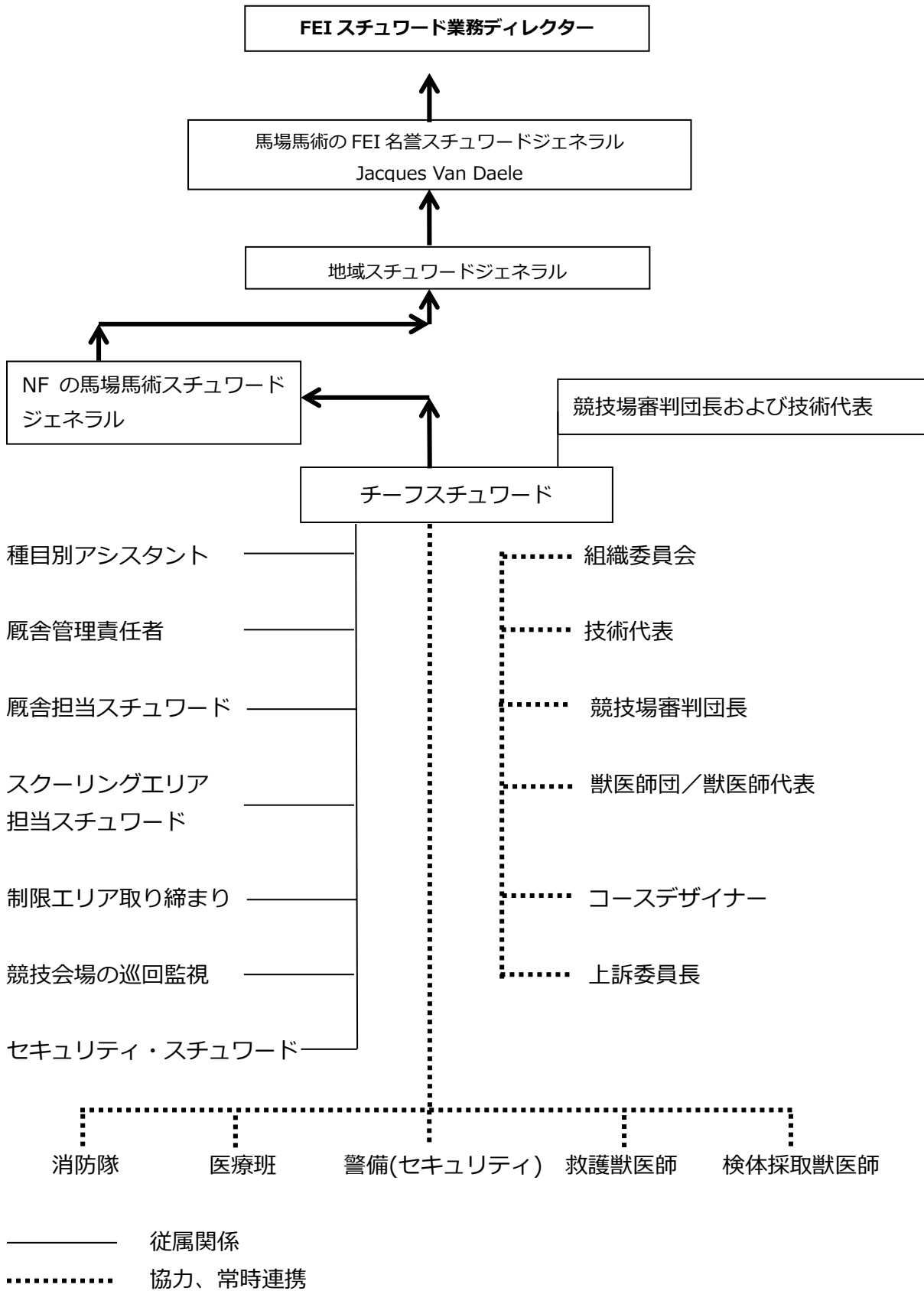
- 付則 I チーフスチュワード報告書式
- 付則 II チーフスチュワードの位置付け
- 付則 III 競技会場レイアウト
- 付則 IV（パート I） スクーリングエリアのスケジュール
- 付則 IV（パート II） 練習馬場とメインアリーナのスケジュール
- 付則 IV（パート III） スクーリング・スケジュール
- 付則 V ワークシート
- 付則 VI ホースインスペクション
- 付則 VII 厩舎情報カード
- 付則 VIII 厩舎の夜間規制
- 付則 IX FEI 競技会期間中の馬具規制
- 付則 X 馬具類の参照例
- 付則 XI 馬場馬術アリーナ見取図
- 付則 XII FEI 馬場馬術スチュワードマニュアルのガイドライン
- 付則 XIII 競技前後のトレーニング技法

付則 I チーフスチュワード報告書式

チーフスチュワード報告書式の最新版は次のリンクで FEI ウェブサイトにて確認でき、ダウンロードできる：

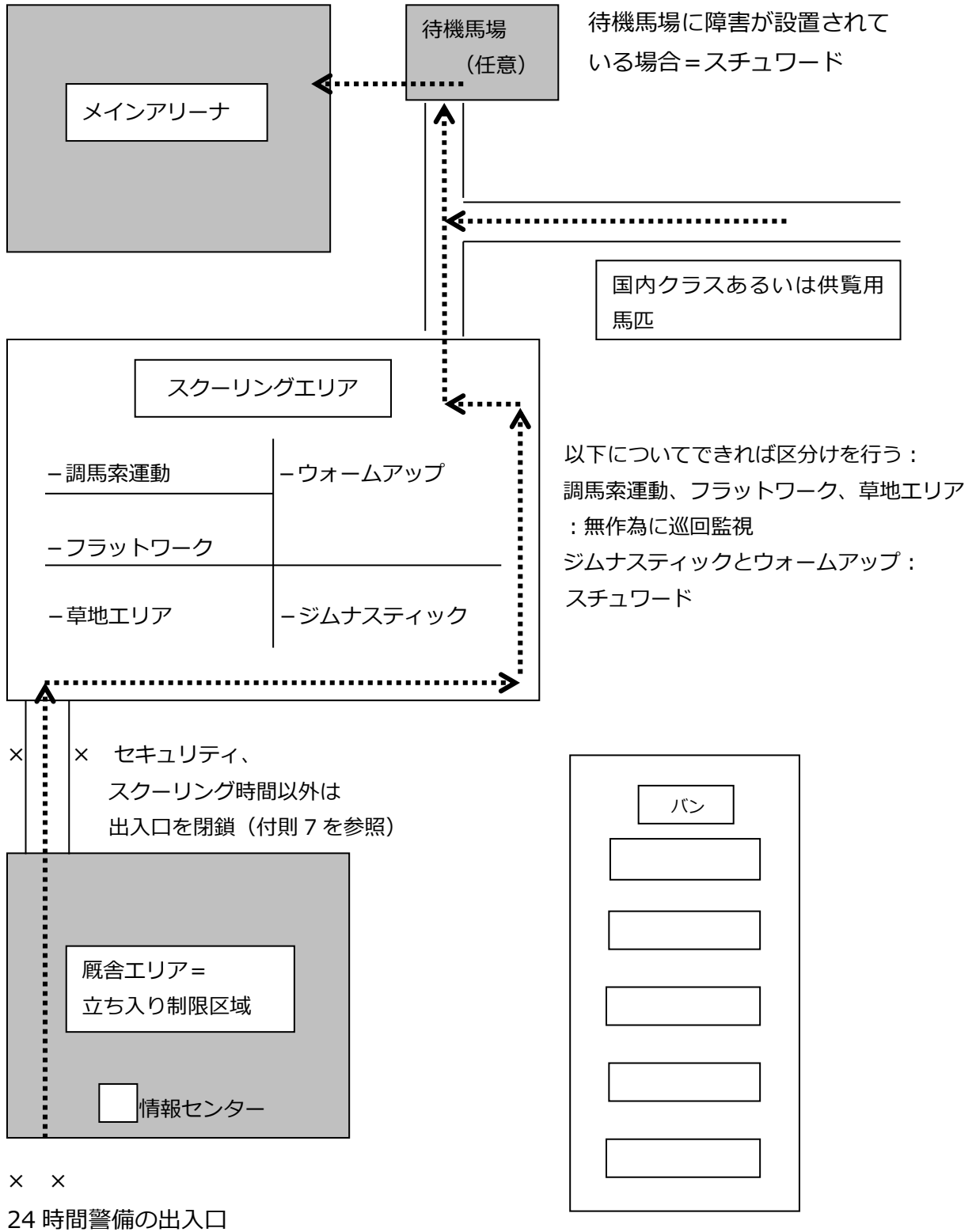
<http://inside.fei.org/fei/your-role/officials/dressage/forms>

付則 II チーフスチュワードの位置付け



付則 III 競技会場レイアウト

競技会場レイアウト (例)



付則 IV (パート I) スクーリングエリアのスケジュール

屋 内

曜日/ 開放時間	メイン アリーナ	ウォームアップ	フラットワーク 調馬索運動	備考
月曜日	-	10-18	10-18	
火曜日	10-14	10-18	10-18	
水曜日	-	8-競技終了時	8-競技終了時	
木曜日	-	8-競技終了時	8-競技終了時	供覧用馬匹 待機馬場近く 20:00 より
金曜日	-	8-12&16-競技終了時 (12-16 国内)	8-競技終了時	
土曜日	7-9	7-10&16-競技終了時 (10-14 国内、14-16 供覧)	8-競技終了時	
日曜日	-	8-競技終了時	8-競技終了時	

屋 外

曜日/ 開放時間	アリーナ A	アリーナ B	調馬索運動	フラットワーク
火曜日 7-19	厩舎ブロック A+B	厩舎ブロック C+D	厩舎ブロック A+B: 7-13 C+D:13-19	常時
水曜日 7-19	厩舎ブロック C+D	厩舎ブロック A+B	厩舎ブロック C+D: 7-13 A+B:13-19	常時
木曜日	7-19	*選手	7-19	7-19
金曜日	7-19	*選手	7-19	7-19
土曜日	7-19	*選手	7-19	7-12 & 18-19
日曜日	7-19	*選手	7-19	7-11

*選手=進行中の競技に出場前の選手数 X (X は種目と競技場の広さによって異なる)

備 考

発表後の変更を避けるため、日毎に日程表を準備する方が良い。

フットイングの改善に時間がかかる場合は備考欄に記載する。


供覧が行われる場合はその責任者と連絡を密にして、供覧用の馬が競技馬の運動の妨げとならないようにしなければならない(特にジャンプオフや競技の進行が遅れている場合)。

付則 IV (パート II) 練習馬場とメインアリーナのスケジュール

START ORDER	PRACTICE -2	BIT+TACK CHECK	PRACTICE -1	CORRIDOR	MAIN ARENA
1	6.35 - 7.35	7.35	7.38 - 7.58	7.58	8.00
2	6.46 - 7.46	7.46	7.49 - 8.09	8.09	8.11
3	6.57 - 7.57	7.57	8.00 - 8.20	8.20	8.22
4	7.08 - 8.08	8.08	8.11 - 8.31	8.31	8.33
5	7.19 - 8.19	8.19	8.22 - 8.42	8.42	8.44
REST 15'					
6	7.45 - 8.45	8.45	8.48 - 9.08	9.08	9.10
7	7.56 - 8.56	8.56	8.59 - 9.19	9.19	9.21
8	8.07 - 9.07	9.07	9.10 - 9.30	9.30	9.32
9	8.18 - 9.18	9.18	9.21 - 9.41	9.41	9.43
10	8.29 - 9.29	9.29	9.32 - 9.52	9.52	9.54
REST 15'					
11	8.55 - 9.55	9.55	9.58 - 10.18	10.18	10.20
12	9.06 - 10.06	10.06	10.09 - 11.29	10.29	10.31
13	9.17 - 10.17	10.17	10.20 - 10.40	10.40	10.42
14	9.28 - 10.28	10.28	10.31 - 10.51	10.51	10.53
LUNCH					
15	14.35 - 15.35	15.35	15.38 - 15.58	15.58	16.00
16	14.46 - 15.46	15.46	15.89 - 16.09	16.09	16.11
17	14.57 - 15.57	15.57	16.00 - 16.20	16.20	16.22
18	15.08 - 16.08	16.08	16.11 - 16.31	16.31	16.33
19	15.19 - 16.19	16.19	16.22 - 16.42	16.42	16.44
REST 15'					
20	15.45 - 16.45	16.45	16.48 - 17.08	17.08	17.10
21	15.56 - 16.56	16.56	16.59 - 17.19	17.19	17.21
22	16.07 - 17.07	17.07	17.10 - 17.30	17.30	17.32
23	16.18 - 17.18	17.18	17.21 - 17.41	17.41	17.43
24	16.28 - 17.29	17.29	17.32 - 17.52	17.52	17.54
REST 15'					
25	16.55 - 17.55	17.55	17.58 - 18.18	18.18	18.20
26	17.06 - 18.06	18.06	18.09 - 18.29	18.29	18.31
27	17.07 - 18.07	18.17	18.20 - 18.40	18.40	18.42
28	17.28 - 18.28	18.28	18.31 - 18.51	18.51	18.53

付則 IV (パート III) スクーリング・スケジュール

Schooling Schedule
**** DEFINITE ****



		D1	D2	D3	D4	DA	J1	J2	J3A	J3B	J4	JMA	Indoor	XC	GT			
06:00	06:15	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X			
06:15	06:30	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X			
06:30	06:45																	
06:45	07:00																	
07:00	07:15	RESERVED FOR RIDERS QUALIFIED FOR GP SPECIAL - TO BE ALLOCATED ACCORDINGLY																
07:15	07:30																	
07:30	07:45																	
07:45	08:00																	
08:00	08:15																	
08:15	08:30																	
08:30	08:45																	
08:45	09:00																	
09:00	09:15	M																
09:15	09:30		M															
09:30	09:45			M														
09:45	10:00																	
10:00	10:15	RESERVED FOR RIDERS QUALIFIED FOR GP SPECIAL - TO BE ALLOCATED ACCORDINGLY																
10:15	10:30																	
10:30	10:45																	
10:45	11:00																	
11:00	11:15																	
11:15	11:30																	
11:30	11:45																	
11:45	12:00																	
12:00	12:15																	
12:15	12:30																	
12:30	12:45																	
12:45	13:00																	
15:00	15:15																	
15:15	15:30																	
15:30	15:45																	
15:45	17:00																	
17:00	17:15																	
17:15	17:30																	
17:30	17:45																	
17:45	18:00																	
18:00	18:15																	
18:15	18:30																	
18:30	18:45																	
18:45	19:00																	
19:00	19:15																	
19:15	19:30																	
19:30	19:45																	
19:45	20:00																	
20:00	20:15																	
20:15	20:30																	
20:30	20:45																	
20:45	21:00																	
CLOSED AT																		

付則 V ワークシート

ワークシート

(練習馬場を 2 面使用する場合の例)

日付 _____ グループリーダーへの説明会 会場 : _____

配置/ スチュワード	グループ A	グループ B	グループ C	グループ D	グループ E
ホースインス ペクション	10 - 12:30 14 - 15:30				
A 馬場		7 - 19			
B 馬場			7 - 19		
厩舎				24 時間	
不定期巡回 監視					6 - 21
馬装点検					

グループ B と C

時間/ スチュワード	Mr. A Mr. F	Mr. B Mr. G	Mr. C Mr. H	Mr. D Mr. I	Mr. E Mr. J
7 - 9	×				
9 - 11		×			
11 - 13			×		
13 - 15	×				
15 - 17				×	
17 - 19					×

グループ A : Mr. K と Mr. L

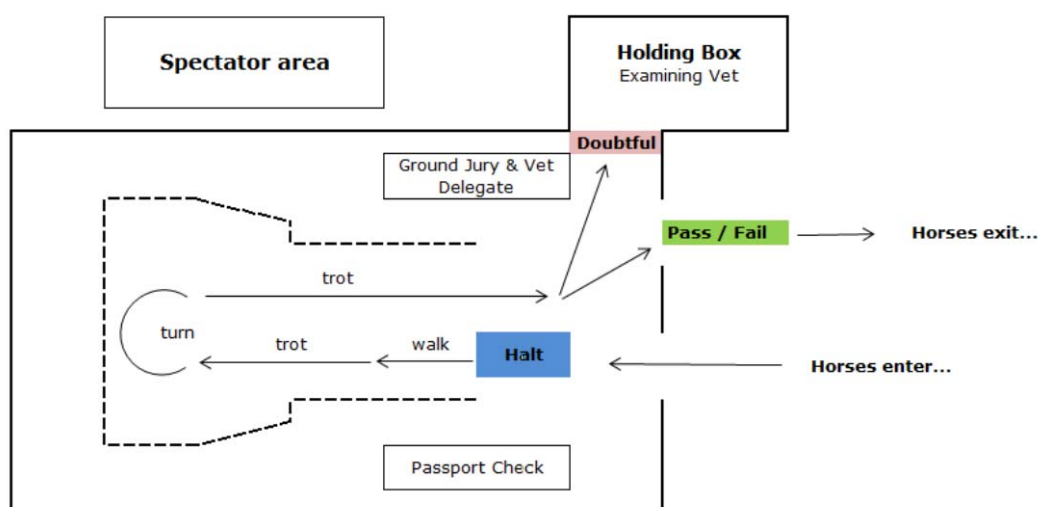
グループ D : Mr. M & セキュリティは 06 - 競技終了時まで、Mr. N と Mr. O は夜まで

グループ E : Mr. P : 06 - 13、Mr. Q : 13 - 21

付則 VI ホースインスペクション

獣医規程の「ホースインスペクション」の章を参照のこと。

図 1 : ホースインスペクション手順のイラスト





ANNEX VII – STABLE INFORMATION CARD

STABLE INFORMATION CARD

Name of Horse :
.....

ID # of Horse :
.....

Gender of Horse :
.....

Name of Person Responsible :
.....

Telephone Number :
.....

Name of Groom :
.....

Telephone Number :
.....

Name of Chef d'Equipe :
.....

Telephone Number:
.....

付則 VIII 厩舎の夜間規制

日付：

時間		国名	氏名	馬匹番号	署名	訪問理由 備考
入場	退出					

1. 許可を申請して認可を受けたグルームのみ、夜間に自国に割り当てられた厩舎に滞在することができる。
2. その他認可された者が夜間に厩舎を訪れた場合には、夜間規制書式に署名しなければならない。その者にはスチュワードが随行しなければならない。
3. 概ね1時間に1回は厩舎の見回りを行わなければならない。
4. 喫煙は指定区域に限定しなければならない。
5. 厩舎エリアでの催しものは認められない。
6. 馬に薬物治療が必要となった場合には、その馬の該当書式（メディケーション・フォーム I/II/III）を確認する。
7. 当直獣医師と連絡を維持する。

緊急時：火事 電話：..... 獣医師 電話：..... 医師 電話：..... 警察 電話：.....

付則IX FEI競技会期間中の馬具規制

役員はブーツやバンデージの検査、および馬の肢、脇腹、口そして鼻に出血があるかを
確認する際に、少なくとも使い捨て手袋1枚を使用しなければならない。手袋は馬ごと
に交換しなければならない。

銜および拍車検査の時、耳栓使用の有無を確認するため、演技終了後にイヤーフードを
外さなければならない。スチュワードはこれに立ち会う。

(獣医規程第1035条、また獣医規程第1025条VIも参照)

1. これらの獣医規程に加えて、特殊なタイプの馬具に関する禁止事項および要件が、
各競技種目の規程に定められている。
2. 馬具素材の検査（規制）は、競技会期間中いつでもスチュワードおよび／またはオ
フィシャル獣医師により実施することができる。
3. 競技場審判団長へは、公表の有無に係わらず、すべての検査／規制の実施について
知らせなければならない；(外国人) 獣医師代表へ通知することとし、同代表は相談
を受けた時に対応できる態勢であること。
4. メジャー競技会（選手権大会、大会、ワールドカップなど）の決勝の際に行われる
規制については、獣医師団メンバーが立ち合うべきである。
5. 何らかの問題が疑われた場合、(外国人) 獣医師代表（FVD/VD）がさらなる検査を
実施するまで、馬および検査対象になったすべての物品を厳重な監視下に置かなけ
ればならない。
6. FVD/VDはパスポートの馬体特徴図と照合して個体識別を行い、馬名とFEIパスポー
トナンバーおよび馬管理責任者を記録する。
7. 馬具に関する疑義について、FVD/VDはウェルフェアあるいは健康への影響につい
て助言を求められることがある。
8. FVD/VDはFEI獣医レポートに馬名とFEIパスポートナンバー、馬管理責任者、各検
査の詳細を記載し、競技会終了時には全項目の記入を終えなければならない。

9. 検査の結果、疑わしい素材、炎症、皮膚のダメージまたは出血が見つかった場合は、直ちに競技場審判団長へ知らせなければならない。

10. 鼻革規制プロトコル：

各FEI馬場馬術競技会において、鼻革の締め具合のチェック実施を確認するのはチーフスチュワードの責務である。

従ってチーフスチュワードは、アシスタントスチュワード全員に鼻革チェックの正しいやり方について要点を説明し、この作業を行う際のホースマンシップの重要性を強調する。

鼻革チェックは、馬が演技を終えて競技アリーナから退場する際の馬具規制の一環である。同じスチュワード1名が同一競技に出場した馬全頭の鼻革チェックを行わなければならない。締め具合の確認は、スチュワードの人差指で馬の頬と鼻革の間で行う。このチェックに際して、スチュワードは手袋を装着しなければならない。

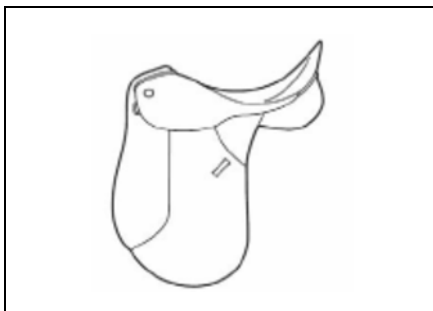
同一競技会における諸々の競技において、鼻革チェックに指名されるスチュワードの指サイズが同じ程度であることが望ましい。

ウォームアップ時に鼻革をきつく締めすぎていることが明らかな場合は、指名された馬具規制担当スチュワードにウォームアップの間でもチェックを行う権限があり、鼻革を締めすぎている場合は選手に鼻革を緩めるよう要請する。当該馬の鼻革は、演技終了後に同ースチュワードがもう一度チェックを行う。2回目のチェックでも鼻革がまだきつ過ぎた場合は、チーフスチュワードが当該選手にイエロー警告カードを発行する。

付則X 馬具類の参照例

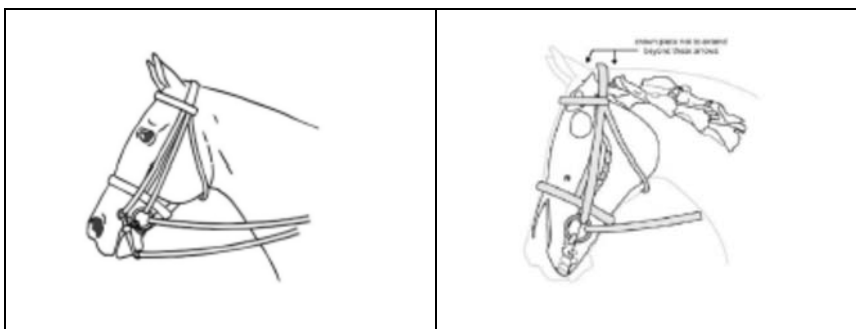
本付則はFEI馬場馬術規程第428条の参照用であり、記述規定と併せて参照しなければならず、記述規定が本付則に優先する。下記の図は参照例であり、馬に同様の影響を及ぼす類似装具も記載規定に準拠していれば認められる。

鞍



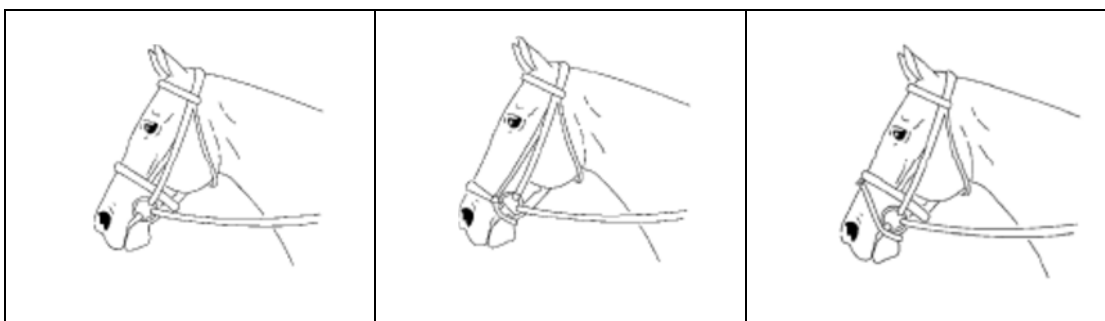
馬場馬術用鞍の例

頭絡



カブソン鼻革、喉革、小勒銜と大勒銜、グルメットと共に使用する大勒頭絡の例

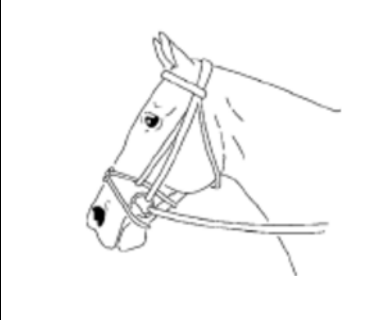

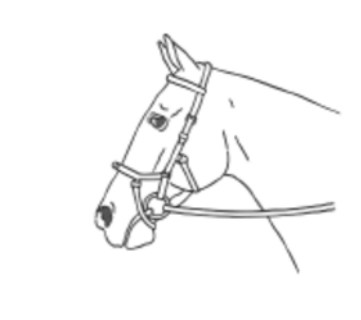
項革は矢印で示した 2 ヶ所の部位を超えて広がってはいはならない。



カブソン鼻革の例

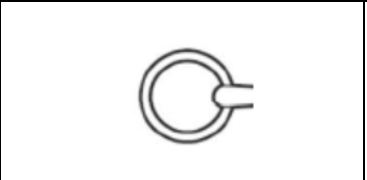
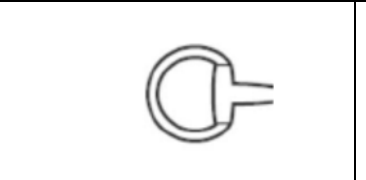

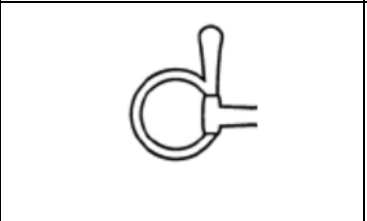
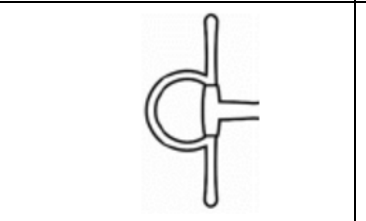
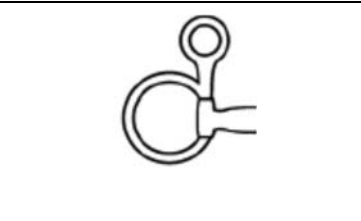
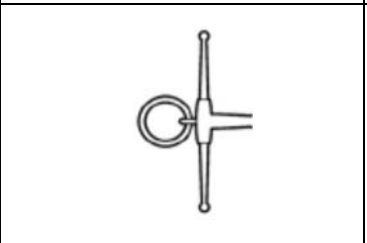
ドロップ鼻革の例

フラッシュストラップの例

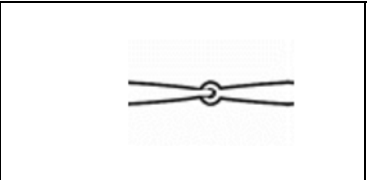
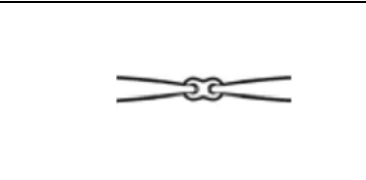
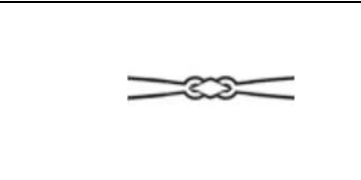
		
交叉／メキシコ／グラクル 鼻革の例	コンビ鼻革の例－喉革は 不要	ミクレム式頭絡の例－ 喉革は不要

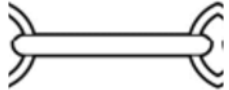

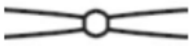


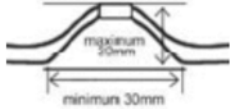
銜

チークピース：

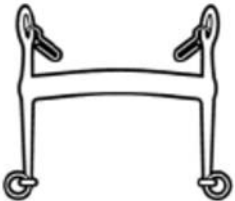
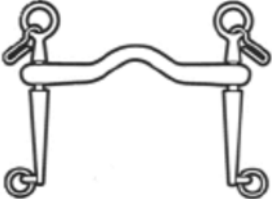
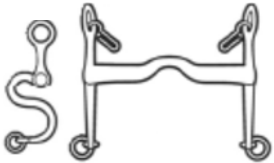
		
ルースリングチークの例	エッグバットチークの例	D-リングチークの例
		
アッパーチークの例	フルチークの例	ハンギングチークの例
		
フルマーチークの例		

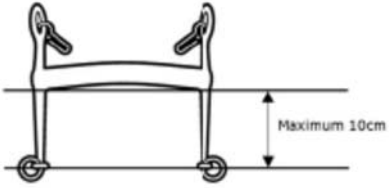
銜身：





		
シングルジョイント銜身の例	ダブルジョイント銜身の例	ダブルジョイント銜身の例

		
棒銜身の例	バレルジョイントの例	ボールジョイントの例
		
ダブルボールジョイントの例	ローラー付きセンターピースの例	舌ゆるめの寸法

大勒銜：

		
真直ぐなチーク付き大勒銜の例	舌ゆるめと遊動式銜身の付いた大勒銜の例（回転式アームも許可される）	S 字形チークの付いた大勒銜の例

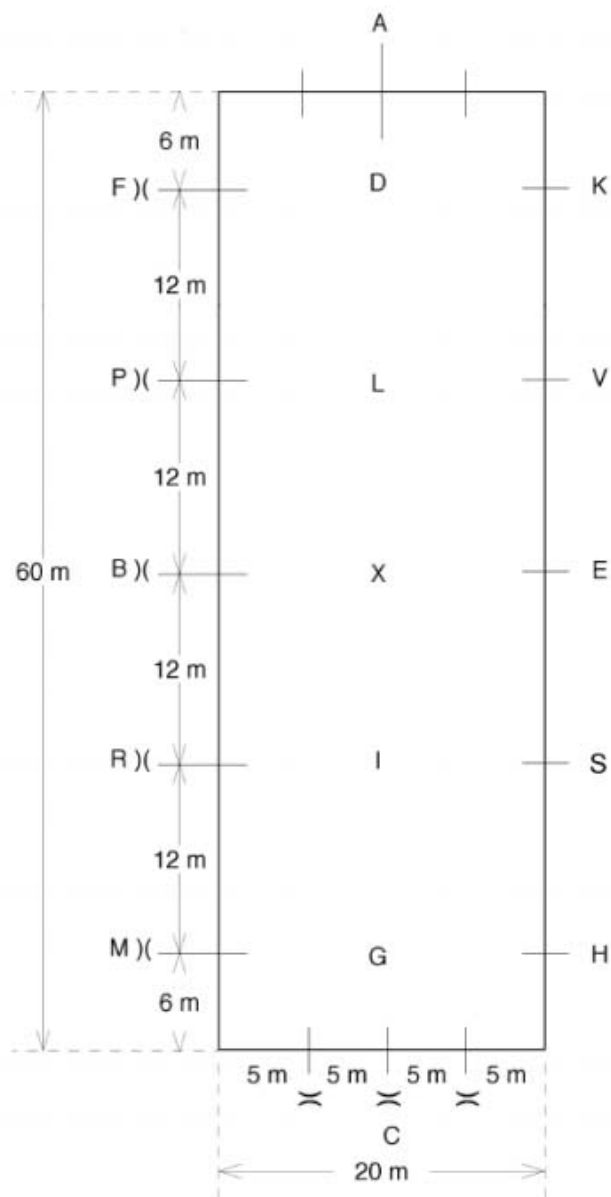

レバーアーム（銜枝）の長さ上限

	
グルメットの例	革製グルメットカバーの例
	
グルメット留め革の例	グルメットカバーの例

付則 XI 馬場馬術アリーナ見取図



ANNEX XI – DRESSAGE ARENA SKETCH



付則 XII FEI 馬場馬術スチュワードマニュアルのガイドライン

総則

1. 友好的であり、選手の邪魔をしない

- 公平性：すべての競技種目において同じ方法でスチュワード業務を行うこと
- 政略的な駆け引きなし：外的要因（プレス、ゴシップなど）の影響を受けない
- 中立で注意深い観察眼
- 介入することよりも、臨場していること自体が大切
- 介入に際しては慎重に
- 選手には、否定的な注意の代わりに説明をする
- 警察官のような態度は避ける
- 介入する場合：できるだけ迅速に心理的アプローチ（選手がメインアリーナへ入場するまで待たない）

2. すべてはあなたの介入の仕方にかかっている

何が許容され、何が許容されないか、個々に当てはまるルールを定めることは不可能である。

競技およびトレーナー、選手（およびオーナー）の緊張感に対応するためには、馬への思いやりをともなう対人スキルをもって介入しなければならない。

すべては次のようなことに左右される：

- * その日、その天候とフットイング状態において選手がとる行動は？
- * 選手／トレーナーの規定に関する知識は？
- * 彼らは規定違反を犯していることを認識しているか？
- * 彼らは意図的に規定違反を犯しているか？
- * 介入した場合にどのような反応があるだろうか：
 - －あなたの注意に同意するか？
 - －さらに説明を求めてくるか？
 - －受け入れないか？抗議してくるか？無礼な態度か？

3. 馬への虐待行為または粗雑な扱いがあった場合：弁解の余地なし

- 馬に対する虐待行為または粗雑な扱いがあった場合：慎重かつ巧みに直ちに対応する；
- 直ちに虐待行為をやめさせ、介入した理由を選手に説明する；
- 競技場審判団長にその事例と対応措置を伝える；
- この事例（怪我、不整呼吸、過剰な発汗、一般健康状態の問題）を救護獣医師に通報する（状況を正確に説明）；

競技場審判団長の決定を施行する。

スチュワードは「虐待」と「矯正」の違いを理解していなければならない。

スチュワードはスクーリングエリアに入って乱暴な騎乗や、乱暴でマナーに反する行動を止めることができなければならない。

過剰な発汗や不整呼吸（天候状態を考慮する）を認めた場合は、いつでも直ちに対処する。

過剰な騎乗や疲弊の兆候（必要であれば救護獣医師の応援を求める）を呈している場合は、いつでも直ちに対処する。

頭頸を伸展させて、低く、丸くする騎乗は認められる。ただし、過度または長時間（頸のハイパーフレクション）は認められない。未熟な選手がこれを模倣すると危険である。トレーニングと過度なトレーニングは紙一重である。

スチュワードは厩舎では絶えず警戒を怠ることなく、腫れや痛みを軽減させるため馬の唇に湿布薬を使用しているなど、違和感のあるものは FEI 獣医師／競技場審判団へ報告しなければならない。

トレーナーが競技会にて、禁止された馬具類を使ってアリーナの裏側などで騎乗することは認められない。

競技アリーナでの演技が思わしくなかったことから、演技後にスクーリング馬場に戻り、過度に馬を調教することは認められない。

鞭を 3 回使用した場合にはスチュワードが介入するべきである。

怪我とは：

- 拍車／脇腹に血が付着
- 銜／口に血が付着
- 脇腹の腫れ（拍車）
- 耳の後ろ側の熱傷（発汗や擦れたことによるもの）
- 脇腹／後躯の腫れ（鞭の使用）
- 腹帯部分の熱傷（発汗や擦れたことによるもの）
- 上肢／下肢／蹄の創傷
- 鼻血出

4. チームスピリット

- 選手／トレーナーと協力
- 他の役員らと協力
- 組織委員会と協力

各自が各々の任務において、以下に示す思いだけを胸に他のメンバーと協力し合う

努力をしなければならない：

皆が互いに助け合うことを望み、個人の利益よりも馬とスポーツマンシップが大切にされる競技会に参加すること。我々はすべての参加者にとって公正な競技となるよう、選手の権利を代弁する者でもあることを理解しなければならない。

5. 選手は、スチュワードは力添えする／支援するためにいることを理解するべきである

一般情報

スターティングオーダー（呼び出し）

パドックスケジュール

厩舎のセキュリティ

個人的な問題解決の手助け

連絡面での支援（氏名、電話番号、住所など）

選手－主催者－競技場審判団の間に立って支援し、問題解決を仲介

諸規程（FEI 馬場馬術規程、FEI 一般規程、FEI 馬場馬術スチュワードマニュアルなど）に関する情報で支援

6. スチュワードは教育的指導の役割を担う

諸規程に託された精神を尊重しつつ、これを適用するよう選手を指導する；

厳しくも思いやりを込めて；

公平であること；

疑わしい場合は彼らに有利に計らう；

感情が高ぶってきた時には議論をしない；

選手／トレーナーは多大な重圧下にあり、些細なことで過剰に反応してくることに留意する。

あなたの言動が重大な意味をもつ!!!（自制すること）

激しい口論に陥るような言い争いは避ける。

注意が必要な場合は：

- － 丁寧に
- － 慎重に
- － 公の場を避ける

7. スチュワード業務での外的要素

第三者（家族、ファン、友人）： 特定の選手に対する思い入れ

プレスとテレビ： 世間を沸かせるような評判

他の選手／トレーナー： 嫉妬

コミュニケーションでの矛盾：	明解かつ意見の一致をみること
主催者：	規定への抵触－諸規程
EADCMR 規制：	規程を適用する
極端な天候条件：	競技場審判団長および主催者と緊密に協議して、スチュワードは次のような提案をすることができる（ウォーミングアップの時間を大幅に早める、トレーニングエリアの変更、メインアリーナでのトレーニング・セッションを長くするなど）
伝染性疾患：	救護獣医師を介して保健所からの指示を仰ぐこと

付則 XIII 新規. 競技前後のトレーニング技法

1. 背景

ウォームアップ時間の目的とは、競技アリーナで可能な限り最高のパフォーマンスができるよう、馬と選手が精神的および物理的に準備することにある。これはあらゆる場合において馬のウェルフェアを尊重し、可能な限り配慮深く行われるべきである。

競技会の環境は特別であり、通常のトレーニング状況とは対照的に時には予想し得ない状況を創出すると考えられている。スチュワードは個々の競技の独自性を認識し、それに応じて対応できなければならない。

2. 許容されるトレーニング

トレーニングや競技の前後におけるストレッチング技術の正しい適用は、ほぼすべてのスポーツにおいて長く培われてきた大切な練習方法とみなされる。馬スポーツにおいて、このストレッチング技術は競技馬の柔軟性と健康を維持するために用いられている。

多くの場合、ウォームアップは馬体筋肉の伸展と収縮、すなわちリラクゼーション期と高強度運動期を交互に繰り返す構成である。伸展と収縮は馬のトップラインの伸展および/または短縮を伴い、停止時（静的に）あるいは運動時（動的に）に行うことができる。

選手は動きに関わるすべての馬体筋肉群をウォームアップさせることを目指すべきである。演技終了後のクールダウン期は、馬のウェルフェアにとって必須である。これにより運動強度を減弱させて馬を精神的にリラックスさせ、通常的心拍数や呼吸数、体液および電解質バランスへと回復させるものである。演技終了後の競技後トレーニングは許可されるが、最小限に抑えなければならない。いずれの場合も競技後トレーニングの後にはリラクゼーション期間が必須である。

3. 無謀な騎乗

馬場馬術における無謀な騎乗を判断するにあたっては、FEI馬場馬術スチュワードマニュアルに加えて次のポイントを考慮しなければならない：

- 頭頸の位置についてはできる限り繊細にコントロールしなければならない。拳による制御は、馬が反応したら直ちに緩めなければならない。
- 矯正はすべてできる限り無理をせず行うべきである。不適切あるいは過度な矯正は認められない。
- 拍車や鞭、銜を含むいかなる補助具の過剰使用は禁止される。
- 特定の運動を過度に繰り返すことは認められない。
- ストレスで選手の判断力が鈍っているような場合は、スチュワードが介入し、直ちに攻撃的な騎乗をやめるよう選手に求めなければならない。

4. 運動のバリエーション

運動内容および頭頸位置を継続的に変えることが肝要である。攻撃的な騎乗は直ちに停止させる。バリエーションとしてはリラクゼーションと伸展期、あるいは頭頸をストレッチさせる動きで構成される。

5. 競技前のウォームアップと競技後のクールダウンの許容継続時間

例外的な状況で、かつチーフスチュワードの許可がある場合にのみ、1時間を超えるウォームアップ・セッションが可能である。ウォームアップ・セッションには、リラクゼーションの時間をたびたび入れなければならない。ウォームアップ・セッション前後の引き馬や常歩での騎乗は、1時間のうちに含まれない。あらゆるトレーニングおよび／またはウォームアップの間には、1時間以上の休憩を入れるべきである。演技終了後のクールダウンを含む修正のための騎乗は、10分を超えてはならない。

6. トレーニング馬場

競技前のウォームアップを含むすべてのトレーニング・セッションは、公式トレーニング馬場にてスチュワード監視下でのみ行うことができる。公式トレーニング時間外および／または監視下でない馬場でトレーニングを行った場合、選手は失格となる。

準備運動と競技中、チーフスチュワードはトレーニング馬場に臨場するか、または複数のトレーニング馬場を使用している競技会の場合は、その馬場を見渡せる場所にいないなければならない。チーフスチュワード本人がその場にいられない場合は、その責任において、必要な経験と知識のあるスチュワードを任命し、トレーニング馬場の監視にあたらせなければならない。

7. トレーニング馬場の監視

主なFEI選手権大会、大会および決勝大会については、2016年からすべてのトレーニング・セッションと馬場をモニターするビデオカメラの設置が推奨され、2018年からはこれが義務付けられる。すべての関連団体について、要請すればビデオ映像の閲覧が可能である。

8. 改定

これらの指針は見直される場合があり、スチュワードには定期更新の確認を助言する。

9. アニメーション

許可および許可されない頭頸位置を示すアニメーションは[ここ](#)をクリックのこと。